

令和4年度 引き上げ分の地方消費税市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金のうち社会保障財源化分 35,125 千円  
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 521,890 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

区 分	経 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・道支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	273,692	116,470	3,600	4,597	16,383	132,642
社会福祉事業	148,799	99,877		2,160	5,141	41,621
老人福祉事業	48,535	543	3,600	67	4,873	39,452
児童福祉事業	76,358	16,050		2,370	6,369	51,569
社会保険	97,124	0	0	13,289	9,216	74,619
介護保険事業	97,124			13,289	9,216	74,619
保険衛生	151,074	28,760	32,900	2,765	9,526	77,123
保健衛生事業	126,963	24,660	29,400		8,015	64,888
予防事業	24,111	4,100	3,500	2,765	1,511	12,235
合 計	521,890	145,230	36,500	20,651	35,125	284,384

- 消費税交付金のうち社会保障財源化分は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生のいずれかに関する施策)に充てるものとされている。(社会保障4経費:制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)
- 「社会福祉」は、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業など  
 「社会保険」は、介護保険事業など  
 「保険衛生」は、医療に係る施策、健康増進対策など
- 各区分における「社会保障財源化分の市町村交付金」は、「地方消費税交付金のうち社会保障財源化分」を一般財源額で按分。